

意見書案第 3 号

女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書

平成 27 年 8 月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、女性の職業生活においては、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境が整備されることとなった。

しかしながら、女性の健康については、その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策や、女性の就業等の増加、婚姻を巡る変化、平均寿命の伸長等、社会的要素の変化に応じた健康に関わる問題に対する対策が十分に行われているとは言えない。

現在、本市においては、市立中学校において保健分野で学んだ知識を活用し、女性一人ひとりのライフスタイルに生かせるよう、各区保健福祉センターと連携して講演会を実施し、妊娠適齢期や命、性に関する学習を行うなど、独自の取組を実施している。

このような取組を通じて女性が、自らの健康の保持増進に主体的に取り組むようになることは、人生の各段階における女性の自己実現を促進し、社会参加を後押しすることにつながるものであり、そのためにも、人生の各段階における女性特有の心身の状態や社会的状況等の変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に的確に応じた包括的な支援が求められる。

よって、国におかれては、女性の健康の包括的支援に関する法律を早期に成立させ、女性の健康支援対策を総合的かつ計画的に推進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

文部科学大臣

厚生労働大臣

女性活躍担当大臣